



# 国民健康保険からのお知らせ

問合せ 市民課国民健康保険係 ☎ 6 2 ~ 3 1 4 4



## 14日以内に届け出を

健康保険の切り替えや家族の異動などで、国保に「加入するとき」や「やめるとき」は、必ず14日以内に届け出をしてください。届け出事由によって必要書類が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

### 介護保険適用除外施設に入所されている方へ

国民健康保険に加入している40歳～64歳までの方で、法令に定める施設に入所（院）している場合、市役所 1 階①窓口へ届け出をすることにより介護保険が適用されず、国民健康保険税のうちの介護保険料分を納付する必要がなくなります。

また、退所（院）した場合は、退所（院）した日から介護保険料分の納付が必要となります。

### 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証について

国民健康保険に加入中で70歳を迎える方は、70歳到達日（誕生日の前日）の翌月から医療費の自己負担割合が2割に変わります（現役並み所得者を除く）。

該当者には70歳到達日の属する月に被保険者証兼高齢受給者証を郵送しますので、医療機関などで診療を受けるときは、窓口へ提示してください。



### かかりつけ医を持ちましょう

自分や家族の健康状態を把握してくれる、かかりつけ医がいると安心です。

- ◆病歴や体質などを把握してくれているので、素早く適切な対応をしてくれます
- ◆精密検査や高度な医療が必要になったときは、ほかの医療機関や専門医を紹介してくれます
- ◆健診などの結果を報告すれば、生活習慣の改善点などのアドバイスをしてくれます



### 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると、その都度、初診料や検査料、処置料がかかるほか、投薬や注射などを繰り返すことで、身体への負担や副作用も心配されます。

- ◆不安なことや疑問点があるときは、納得いくまで医師に相談しましょう
- ◆ほかの医療機関で受診する際には、かかりつけ医から紹介状をもらいましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診されている方への個別訪問を行っています。

### 診療時間内に受診しましょう

休日や診療時間外に受診すると、時間外の割増料金が加算されます。体調をみて早めに診療時間内に受診するなどし、むやみな時間外受診はやめましょう。

- ◆あらかじめ、かかりつけ医に体調を崩した際のアドバイスをもらっておきましょう
- ◆日ごろから自分や家族の健康状態を把握し、体調が悪くなったら早めに受診しましょう
- ◆乳幼児の場合は、軽い症状でも昼間のうちに受診しましょう

※休日や夜間の子どもの急な病気で心配なときは、休日・夜間（19時～23時）の小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう。



### 柔道整復師の施術を受けられる方へ

- ◆治療を受けるときは、柔道整復師に負傷原因を正しく伝えて、保険が使えるかを確認してください
- ◆施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう
- ◆領収書は医療費控除を受ける際にも必要となりますので、必ずもらうようにし、大切に保管しましょう

施術を受けた方に、施術日や施術内容などについて照会させていただきます。



# 高額介護合算療養費制度のお知らせ

## 問合せ

- ▶北海道後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療に関すること） ☎011～290～5601
- ▶市民課医療年金係（後期高齢者医療に関すること） ☎63～0136
- ▶市民課国民健康保険係（国民健康保険に関すること） ☎62～3144
- ▶高齢福祉課介護保険係（介護保険に関すること） ☎63～0461

この制度は、同じ世帯の加入者（被保険者）全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額合計が右表の基準額を超えたときに、その差額を「高額介護合算療養費」として医療保険・介護保険から被保険者へ支給するものです。

## 支給を受けるには申請が必要です

後期高齢者医療、国民健康保険加入者で、平成29年8月から平成30年7月までの受診などにより支給対象となる方へ、今年は3月下旬ごろ申請案内を郵送する予定です（例年1月下旬ごろ）。

なお、申請案内が届かない方で支給要件に該当すると思われる方は、医療年金係または国民健康保険係へ問い合わせください。

## 支給要件

### 後期高齢者医療に加入している方

区分	基準額※1	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※1…平成29年8月～平成30年7月の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額です。

※2…所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

### 国民健康保険に加入している方

70～74歳		70歳未満		
区分	基準額※1	区分	所得要件※2	基準額※1
現役並み所得者	67万円	ア	901万円超	212万円
一般	56万円	イ	600万円超～901万円以下	141万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	ウ	210万円超～600万円以下	67万円
	区分Ⅰ	エ	210万円以下	60万円
		オ	住民税非課税世帯	34万円

## 北海道警察官募集

申込・問合せ 美唄警察署 ☎63～0110へ  
受付期間 3月1日(金)～4月12日(金)



区分	年齢
男女A（大卒の方、見込み含）	平成32年4月1日現在で18歳以上33歳未満の方
男女B（A区分以外の方）	



## 地域安全ニュース

問合せ 美唄警察署 ☎63～0110

### ◎融雪期の事故防止

#### ～融雪期における各種事故の防止～

- ◆屋根の雪は早めに下ろしましょう
- ◆雪下ろし作業は、転落防止用ロープなどを必ず装着し、複数人で行いましょう
- ◆軒下は危険です。歩かないようにしましょう



## 2019地域福祉推進大会

災害に強いまちづくり～防災・減災・ささえあい～  
問合せ 地域福祉課地域福祉係 ☎62～3148

災害に強いまちとは、単に強度の高い建物や道路を作ることではありません。人と人とのつながりを深め、地域力を高めることも、安全安心なまちづくりに重要です。地域福祉と災害について考えましょう。

とき 3月21日(祝) 13時～16時  
ところ 総合福祉センター

### ◆基調講演

「過去の災害に学ぶ 災害に強い地域づくり～自助・互助・共助・公助の連携による防災活動」

講師 篠原 辰二氏（（一社）ウェルビー・デザイン 理事長）

### ◆シンポジウム

「防災・減災・ささえあいのまちづくり」

シンポジスト 中村連合会自主防災会・民生児童委員協議会連合会・北海道光生会 ほか

